

療・社会福祉施設、その他の関係団体との相互の連携・協力の下に、生徒が自己の進路にかかわる啓発的な体験や勤労・奉仕の体験等の幅広い社会参加の体験を通して進路学習ができるような活動を計画的・継続的に行う。

ア 近隣の高等学校の訪問・見学・体験入学

イ 生徒とPTAとの懇談会・討論会

ウ 卒業生や地域の社会人の講話の聴講及び懇談会

エ 地域の企業等における職業見学や職業体験

オ 地域の伝統工芸品等の製作活動

カ 地域の医療・社会福祉施設等における奉仕活動

キ 地域の環境美化のための奉仕活動

ク 地域の伝統文化との触れ合い

ケ 地域や学校の諸行事における交流

〈実施校での活動〉
実施校では、1のあくの活動を通じ、実践的な研究を行う。

ア 学校の教育活動全体を通じた計画的、組織的な進路指導の確立及び地域との連携・協力のあり方

イ 地域との連携・協力による学習活動の特別活動(学級活動、学校行事、生徒会活動等)や各教科へ

中学校進路指導総合改善事業の概要

進路指導改善連絡協議会
(推進地域の適切な運営を図るため、年1回文部省において開催する。)

連携・
情報交換

地域中学校進路指導総合改善事業

進路指導総合改善事業推進会議

(地域の有識者等を座長とし、中学校、PTA関係者、地元企業関係者、社会教育団体関係者、上級学校関係者、関係行政機関等により構成。)

連携

事業推進地域

進路指導総合改善事業実施校
(中学校)

具体的活動内容

- ① 地元企業での職場見学、職場体験
- ② 福祉施設での奉仕活動
- ③ 地元企業からの派遣講師による講演
- ④ 社会教育団体主催の事業への参加
- ⑤ ボランティア活動
- ⑥ 保護者に対する啓蒙(パンフレットの配布等)
- ⑦ 学校教育活動全体を通じての勤労観・職業観の育成
- ⑧ 上級学校への訪問、見学
- ⑨ その他

地元企業 — 社会教育団体等 — 関係行政機関 — PTA — 上級学校

(注) 各都道府県・指定都市1地域を指定するものとする。

ウ 効果的な位置づけのあり方
エ 教育課程外(休業土曜日等)における活動のあり方
イ 指導計画・指導内容・指導方法のあり方
ウ 研究発表会の開催

この事業は、これからの進路指導のあり方を探ることを目的に、学校指定ではなく、地域を指定し、地域が主体となり進路指導が推進されることが特徴的である。
この事業を通し、地域ぐるみの進路指導を探り、地域が中学生にどうかかわっていくか、また、中学生が体験的に理解を深めるために地域と学校がどのように連携するのかを追究し、従来より一歩進んだ取り組み

を行い、進路指導のさらなる推進・充実を図ることがねらいである。
実施校においては、大胆な取り組みが期待され、地域の希望、要望に対して学校としてどうかかわっていくかを探っていくことになる。また、推進地域では推進事業の一環として実施校の研究成果を県内に波及させ、これからの進路指導のあり方に志峻を与えるよう期待されている。